

介護老人保健施設 醍醐の里 介護保健施設サービス利用契約書

甲（利用者）

乙（事業者） 介護老人保健施設醍醐の里

介護老人保健施設 醍醐の里（以下、本施設といいます。）のサービスを利用するにあたり、次のとおり介護保健施設サービス利用契約を締結します。

記

（契約の目的）

第1条 本契約は、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、甲の居宅における生活への復帰を目的とします。

2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分、及び本契約書末尾にその写しが添付されている、甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。

3 甲及び甲の身元引受人は、乙に対し、そのサービスに対する料金を連帯して支払うものとします。

（契約の期間）

第2条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

2 前項の契約期間満了の2週間以上前までに甲から更新拒絶の申し出がない場合、乙は甲に対し、契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容で更新の意思が確認された場合には、その旨の確認書を取り交わし、本契約末尾に添付します。

3 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

（施設サービス計画）

第3条 乙は、介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する業務を担当させます。

2 担当介護支援専門員が、甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する際には、甲、甲の後見人、甲の家族、身元引受人等の関係者から事情をよく聞いて、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自立した日常生活を送られるよう配慮します。

3 甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成・変更する際には、担当介護支援専門員が計画または変更案の段階で、甲の後見人 または甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがないときは身元引受人）立会いの上、同計画案を甲に対して説明し、同意を得ることとします。

（介護サービスの内容）

第4条 乙は、甲に対し、前条により作成された甲のための施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、別紙「重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。

2 乙は、甲に対し、前条により甲のための施設サービス計画（ケアプラン）が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

（利用料）

第5条 甲及び甲の身元引受人は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、連帯して別紙サービス内容説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

（身体的拘束その他の行動制限）

第6条 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限しません。

2 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、甲に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。

また、この場合乙は、事前または事後すみやかに、甲の後見人または甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分

説明します。

3 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第7条の介護サービス記録に次の事項を記載します。

- 一 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- 二 前項に基づく乙の甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- 三 前項に基づく甲の後見人または甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

（介護サービス記録）

第7条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

2 甲及び甲の後見人は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。甲に意思能力がなく、かつ後見人がいない場合には、必要に応じて甲の家族は、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。謄写の場合、乙は実費相当額を請求者に請求することができます。

（甲の解約権）

第8条 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合は、3日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

（甲の解除権）

第9条 乙が、介護保険法等関連諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合または不法行為を行った場合には、甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、申し入れ時に契約解除となります。

（乙の解除権）

第10条 乙は、甲が次の各号に該当する場合には、3週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- 一 甲が正当な理由なく、利用料その他甲が乙に対し支払うべき費用を2か月分以上滞納したとき。
- 二 甲の行動が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 三 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 四 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

（契約の終了）

第11条 次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。

- 一 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の2週間以上前までに甲から更新拒絶の申し入れがあり、かつ契約期間満了したとき。
- 二 要介護認定の更新において、甲が自立または要支援と認定されたとき。
- 三 甲において、介護保健施設サービス提供の必要性がなくなったとき。
- 四 甲が死亡したとき。
- 五 甲について病院または診療所に入院する必要性が生じ、その病院または診療所において甲を受け入れる態勢が整ったとき。
- 六 甲について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において甲を受け入れる態勢が整ったとき。

（契約終了後の退所と精算）

第12条 この契約終了後、甲はただちに本施設を退所します。

2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。

3 この契約の終了により甲が本施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の 保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、甲の生命・健康に支障のないよう円滑な退所のために必要な援助を行います。

（秘密の保持）

第13条 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族または身元引受人の秘密を保持します。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲、甲の家族または身元引受人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し甲、甲の家族または身元引受人に関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関連する者の同意を得ることとします。

(施設利用に当たっての留意事項)

第14条 面会、外出、外泊、喫煙等の留意事項は、甲に説明をした後、同意を得るものとする。

- 一 面会時間は、朝9時00分から夜19時00分です
- 二 消灯時間は、夜21時00分です。
- 三 外出・外泊時は、事前に施設職員にご連絡頂き届出書を提出して下さい。
- 四 施設敷地内は全面禁煙です。
- 五 火気の取扱いは、施設内では禁止です。
- 六 設備・備品の利用は、施設職員に使用方法を聞き、充分注意して下さい。
- 七 所持品・備品等は、施設職員と相談して下さい。
- 八 施設内に金銭・貴重品は持ち込まないで下さい。
- 九 外泊等の施設外での受診につきましては、事前に施設職員にお申し出下さい。
- 十 当施設内での宗教活動は、固くお断り致します。
- 十一 ペットの持ち込みは、お断りします。
- 十二 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- 十三 他利用者への迷惑行為は禁止します。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第15条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに甲の後見人、甲の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項の場合において、事故が発生した場合は、乙はすみやかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

(サービスに関する苦情処理)

第16条 甲、甲の後見人、甲の家族または身元引受人は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口にて問合せ及び申し立てることができます。その場合、乙はすみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について甲に文書で報告します。

2 乙は甲、甲の後見人、甲の身元引受人から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、甲に対していかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

(緊急時の対応)

第17条 乙は、介護サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかにかかりつけ病院または協力医療機関と連絡をとり、救急医療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。この場合、予め甲の指定する緊急連絡先に対し直ちに連絡します。

(身元引受人)

第18条 乙は甲に対し、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てることを求めることがあります。ただし身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - 一 弁済をする資力を有すること。また、身元引受人は、甲が本契約上、乙に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、甲と連帯して支払う責任を負います。
 - 二 甲が疾病等により他の医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - 二 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受入先の確保に努めること。
 - 三 甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること。

(契約に定めのない事項)

第19条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、甲の後見人、甲の家族及び身元引受人との間で協議の上誠意を持って解決するものとし、
す。***緊急搬送先病院*******

緊急時（介護サービスの提供中に契約者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合）には、速やかに協力医療機関・かかりつけ医師・病院等と連絡をとり、救急医療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるように致します。

希望される緊急搬送先をご記入ください。

病院名	電話番号
	— —

本契約を証するため、甲乙は署名又は記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

令和 年 月 日

(利用者 甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住 所

氏 名 印

電話番号 () -

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名 印

電話番号 () -

署名を代行した理由 (本人が署名できないため・その他:)

(身元引受人)

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受の責任について理解しました。

住 所

氏 名 印

甲との続柄 ()

電話番号 () -

(事業者 乙)

当施設は、甲の申込を受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所 在 地 京都市伏見区醍醐内ヶ井戸町19番地1

名 称 社会福祉法人 伏見福社会

介護老人保健施設 醍醐の里

代 表 者 理事長 箕口 新一

電話番号 075-571-5222 ファックス 075-573-7666

(立会人)

私は、()として、この契約に立ち会いました。

住 所

氏 名 印